

令和3年度（令和4年度実施）事務事業評価表【C表】

事業整理番号 0902 - 13

事務事業名	ひとり親家庭の自立促進事業	担当組織	子ども家庭部	子育て支援課
-------	---------------	------	--------	--------

事業特性					
	事業開始年度	26年度以前	事業終了年度		計画／一般
	単独／補助	国・都補助＋区上乗せ事業	運営形態	一部業務委託	一般事業
事業を構成する予算事業	①	ひとり親家庭等医療費助成事業		②	児童育成手当支給事業
	③	児童扶養手当支給事業		④	

政策体系（令和3年度基本計画）					
地域づくりの方向	子どもを共に育むまち		政策	子ども・子育て支援の充実	
施策	地域の子育て支援の充実		施策番号	4-2-1	関連する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標
施策の目標	誰もが地域で安心して子どもを産み育て、子育ての喜びを実感できる、子育て支援の充実に取り組みます。				

1. 事業の概要										
事業の目的・概要	実施の対象（具体的に記載）	ひとり親家庭等医療費助成・児童扶養手当は下記①・②とも対象。児童育成手当は手当の種類により①または②が対象となる。 ①父または母が死亡・重度の障害等の状態にある、18歳（18歳に達した日以後最初の3月31日まで）の児童を養育する保護者。（育成手当） ②中程度以上の障害がある20歳未満の児童を養育する保護者。（障害手当）								
	事業の目的・期待する効果	ひとり親家庭等の生活の安定、児童福祉の増進。								
	事業概要	【児童育成手当・児童扶養手当】18歳（18歳に達した日以後最初の3月31日まで）の児童を養育する母子・父子・養育者家庭のひとり親家庭、中程度以上の障害がある20歳未満の児童を養育する家庭の保護者に手当を支給する。所得制限あり。 【ひとり親家庭等医療費助成】 母子・父子・養育者家庭等のひとり親家庭が医療機関で保険診療を受けた際に支払う自己負担金の一部または全部（保険対象外の診療は除く）を助成する。所得制限あり。								
基礎データ （事業のための資産利用者等の情報）	【ひとり親家庭等医療費助成】対象者数:1,334人 件数:20,924件 年間助成金額:53,831,997円 【児童育成手当】手当月額 育成手当:13,500円 障害手当:15,500円 （育成手当）児童数:1,831人 支給額:313,294,500円（障害手当）児童数:84人 支給額:1,647,000円（育成・障害手当両方）児童数27人 支給額:9,831,000円 【児童扶養手当】手当月額:43,160円～10,180円 児童2人目以降、加算額あり。物価スライド制のため毎年手当額改定あり。 受給者数:1,046人 手当支給総額:489,309,510円									
	事業目標の達成状況	指標	目指す方向性	単位	元年度（実績）	2年度（実績）	3年度 目標（計画）	3年度（実績）	4年度（計画値）	
事業の取組内容 （3年度に実施した具体的な業務内容）	活動指標 （事業の実施状況）	①	ひとり親家庭等医療費助成 助成金額	→	千円	58,627	50,440	65,000	53,832	51,518
	指標の説明	②	児童育成手当 支給金額	→	千円	359,849	353,762	360,000	339,881	330,977
		③	児童扶養手当 支給金額	→	千円	673,894	508,502	550,000	489,310	466,068
未達成の状況	未達成	未達成または一部未達成の理由	新型コロナウイルス感染症の影響による所得減少で、令和2年度以前は所得超過となっていた者が新たに受給対象者となり、支給額が増えるの見込んでいたが、所得減少の影響はなく受給者が減少したため。							
事業の取組実績	3年度の取組内容	【ひとり親家庭等医療費助成】 新規申請:随時受付・随時医療証交付 現況届:8月受付 医療証交付は12月（有効期間1月1日～12月31日） 【児童育成手当】 新規申請:随時（申請月の翌月分から手当支給開始） 現況届:6月受付 手当支給:年3回（2月、6月、10月） 【児童扶養手当】 新規申請:随時（申請月の翌月分から手当支給開始） 現況届:8月受付 手当支給:法改正により年6回。ただし令和元年度は移行期につき年5回（4月、8月、11月、1月、3月） ※各事業とも、広報やホームページで周知								
	活動指標 （事業の実施状況）	①	ひとり親家庭等医療費助成 対象者数	→	人	1,454	1,388	1,400	1,334	1,274
	指標の説明	②	児童育成手当 対象児童数	→	人	2,072	1,994	2,000	1,942	1,890
③		児童扶養手当 受給者数	→	人	1,158	1,092	1,100	1,046	996	
未達成の状況	未達成	未達成または一部未達成の理由	新型コロナウイルス感染症の影響による所得減少で、令和2年度以前は所得超過となっていた者が新たに受給対象者となり、支給額が増えるの見込んでいたが、所得減少の影響はなく受給者が減少したため。							

2. 事業費の推移									
単位 （金額の項目:千円 人数の項目:人）		元年度	2年度	3年度		4年度			
		決算	決算	予算	決算	執行率	予算	増減 (R3決算比)	
事業費	A	1,101,708	915,688	1,024,319	886,202	86.5%	1,001,799	115,597	
人件費	【正規(人数)】	(6.00)	(6.00)	—	(5.50)		(5.00)	—	
	【会計年度任用職員等(人数)】	(0.00)	(0.00)	—	(0.00)		(0.00)	—	
人件費B	B	51,000	51,000	—	46,750		42,500	-4,250	
事業費(人件費含む)	C=A+B	1,152,708	966,688	—	932,952		1,044,299	111,347	
財源内訳	国、都支出金		215,830	173,284	197,112	162,502		192,946	30,444
	使用料・手数料	D	0	0	0	0		0	0
	地方債・その他		0	0	0	0		0	0
一般財源	E=C-D	936,878	793,404	—	770,450		851,353	80,903	

3. 総合評価

【指標の達成状況(A)】
S、A、B、C、Dの5段階で評価 ⇒ **B** **根拠** ほぼ義務的な事業として支給要件に該当する方に支給を行い、「ひとり親家庭の生活の安定」という目的を果たしている。

※前ページの指標の達成状況及び以下の確認事項の内容を踏まえ、齟齬がないよう評価及び根拠欄を記載してください。
※「A」評価は、成果指標及び活動指標の両方が目標以上達成であることを基準として、「指標に表れない成果」を加味して評価してください。
※「A」評価のレベルを大幅に超えた場合のみ「S」評価としてください。「指標に表れない成果」は考慮の対象です。

(1) 成果と課題

① 指標に表れない成果

経済的に不安のあるひとり親家庭に対し、手当の支給および医療費の助成という形で経済的援助を行うことにより、「誰もが安心して子育てができる」という点から、施策に資する事業である。

② 目標に対する成果状況を踏まえた課題

支給額は、手当等の制度改正や社会情勢等の影響による受給者数の増減で変化するため、適切な予算立てを行う必要がある。

【効率的な実施への意識(B)】
S、A、B、Cの4段階で評価 ⇒ **B** **根拠** 大量反復的な事務については業務委託を活用し、効率的に業務を行っている。

※下の確認事項の内容を踏まえ、齟齬がないよう評価及び根拠欄を記載してください。
※過去3年間に何らかの改善を行い、事業を大きく前進させる成果があった場合のみ「S」評価としてください。(小幅な改善は含みません。)

(2) 効率的な実施への意識

① 現状の実施状況及び実施手法に対する認識

事業の中に時代の変化や環境変化に合わなくなったものはあるか。	無	選択の理由	ひとり親家庭は一定数存在し、経済的な援助が必要なひとり親家庭に、手当や医療費助成という形で援助を行う必要性に変化はない
直営や委託等の様々な手法を比較検討しているか。	有	選択の理由	定型的な事務処理や繁忙期(現況届の提出時期)の窓口対応などは、業務委託を行っている。
(委託の場合)事業者見積を鵜呑みにせずコスト削減に努めている	有	選択の理由	処理件数等の見直しを行ったうえで見積りの提示を求め、金額の確認を行っている。
執行率は適正か。	適正	選択の理由	児童扶養手当は事業単体で見ると執行率90%を下回っているが、これは令和元年度に支給月の見直しを行ったこと、新型コロナウイルスの影響で令和3年度に支給額増を見込んでいたもので、今後は適正化される見込み。
※「適正ではない」場合はその対策も理由欄に記載。			
統合した方が効率的にできる可能性のある事業はあるか。	無	(有の場合) 事業名	

②「目標に対する成果の状況を踏まえた課題(3-(1)-②)」についての改善の取り組み

過去3年間に改善を行った。 有 無 いいえ はい

取組内容及び効果

改善の予定 有 無 改善の予定がない理由

改善の内容 精度の高い事業費の見込額を出すため、十分な分析に活用できるように各データを整理する。 有 無

「有」の場合 予算を伴わない実施との比較検討 予算措置を伴う理由

予算時期 令和4年度

③ 事務改善(事務効率化)の余地

効率化の余地 有 無 余地のない理由

効率化の内容 業務フローを整理したうえで業務委託の内容の適正化を行う。 有 無

「有」の場合 予算を伴わない実施との比較検討 予算措置を伴う理由

【区が実施する必要性(C)】
S、A、B、Cの4段階で評価 ⇒ **B** **根拠** 児童扶養手当は法定事業、児童育成手当および医療費助成については東京都全体で実施しており、義務的業務の要素が大きい。

※下の確認事項を踏まえ、齟齬がないよう評価及び根拠欄を記載してください。
※「区他の事業より注力すべき事業」または「区民ニーズが大幅に増加している」の場合のみ「S」評価としてください。

(3) 必要性/優先度

① 区が実施する理由(複数選択可)

区他の事業より注力すべき事業である。
※部の主要課題のうち、特に優先すべき事業の場合チェック

民間事業者等に同様のサービスがない。

法律の要請を受けて行う事業である。

その他(理由)

② 区民ニーズ

区民ニーズを表す指標 有 無

指標番号(活動)	指標番号(成果)	サービス利用者数
推移	推移	

「有」「無」ともに記入

区民ニーズに対する認識 ひとり親家庭は一定数存在し、経済的な援助が必要なひとり親家庭に、手当や医療費助成という形で援助を行う必要がある。

総合評価(D=A+B+C) **ランク3**

今後の事業費予算要望(E) **現状維持** **根拠** 制度改正の予定はなく、社会情勢の影響による受給者数や支給額の变化による増減または通減以外に予算が大きく変わる要素はない。

今後の事業の方向性(D+E) **A':改善・継続** **Dの場合** 終了の理由

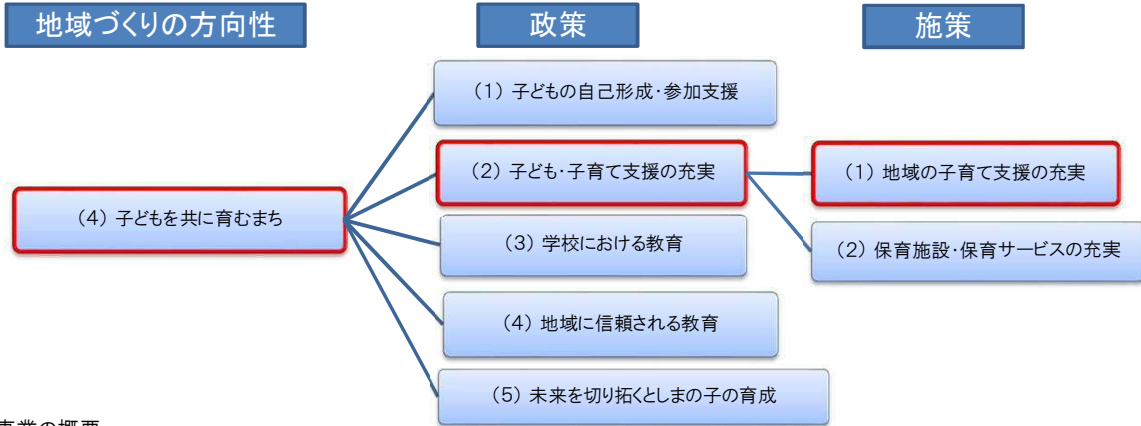
《上記判断を踏まえた所管課の認識》

ほぼ義務的業務であり、今後も効率的な実施方法になるよう見直しを行いながら、適切に支払業務を行っていく。

ひとり親家庭の自立促進事業

本事業を構成する予算事業：ひとり親家庭等医療費助成事業経費、児童育成手当支給経費、児童扶養手当支給経費

1. 事業の位置付け【基本計画(2016-2025)における位置付け】



2. 事業の概要

事業概要	単独・補助	区単独事業	事業開始年度	(事業の内容参照)
	運営形態	直営	他区の状況	23区中23区実施
事業の内容	<p>【児童扶養手当】国補助事業、昭和37年1月より事業開始 18歳に達した日以後最初の3月31日まで(中程度以上の霜害を有する児童は20歳未満まで)の児童を養育する母子・父子・養育者等のひとり親家庭等の保護者に、児童扶養手当を支給する。</p> <p>【児童育成手当】区単独事業、昭和44年12月事業開始 18歳に達した日以後最初の3月31日まで(中程度以上の霜害を有する児童は20歳未満まで)の児童を養育する母子・父子・養育者等のひとり親家庭等の保護者に、児童育成手当を支給する。</p> <p>【ひとり親家庭等医療費助成】区単独事業、平成2年4月事業開始 18歳に達した日以後最初の3月31日まで(中程度以上の霜害を有する児童は20歳未満まで)の児童を養育する母子・父子・養育者等のひとり親家庭等が医療機関で保険診療を受けた際に支払う自己負担金の一部または全部(保険対象外の診療は除く)を助成する。</p>			
これまでの経緯	<p>【児童扶養手当】昭和37年1月 事業開始 平成20年4月から 事業内容縮小(支給開始後5年経過時点で就労していないとき、場合により手当の1/2が支給停止となる扱いの開始) 平成22年8月 事業内容拡充(対象者:母子家庭に加え父子家庭も対象) 平成26年12月 事業内容拡充(公的年金受給者の併給不可から金額により一部可)</p> <p>【児童育成手当】昭和44年12月 事業開始「東京都児童手当」一般手当(昭和47年1月に国児童手当へ)、遺児手当、障害児手当 昭和49年10月 事業名見直し「東京都児童育成手当」、事業内容拡充 育成手当:15歳(義務教育修了前)、障害手当、特別手当:外国人 昭和55年4月 事業内容変更 区部は東京都児童育成手当から抜け、区の単独事業となる</p> <p>【ひとり親家庭等医療費助成】平成2年4月 事業開始</p>			

3. 公会計情報

①貸借対照表

(千円)

勘定科目	2年度	3年度	増減	勘定科目	2年度	3年度	増減
資産	3,293	1,058	△ 2,235	負債	0	0	0
土地	0	0	0	地方債	0	0	0
建物	0	0	0	その他負債	0	0	0
長期延滞債権	2,877	850	△ 2,027	純資産	3,293	1,058	△ 2,235
その他資産	416	208	△ 208	純資産	3,293	1,058	△ 2,235

資産科目の詳細

【長期延滞債権】児童扶養手当・児童育成手当で発生した過誤払い分のうち、未返還額
【その他資産】システム経費

負債科目の詳細

負債計上なし

②行政コスト計算書

(千円)

勘定科目	2年度	3年度	増減	勘定科目	2年度	3年度	増減
コスト	972,867	941,624	△ 31,243	収入	176,063	162,861	△ 13,202
人にかかるコスト	55,899	53,479	△ 2,420	国・都支出金	173,338	162,502	△ 10,836
業務にかかるコスト	4,057	4,915	858	使用料・手数料	0	0	0
給付にかかるコスト	912,703	883,022	△ 29,681	その他収入	2,725	359	△ 2,366
減価償却費	208	208	0	純行政コスト	796,804	778,763	△ 18,041

コストの詳細

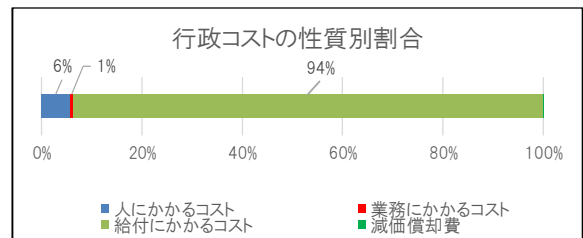
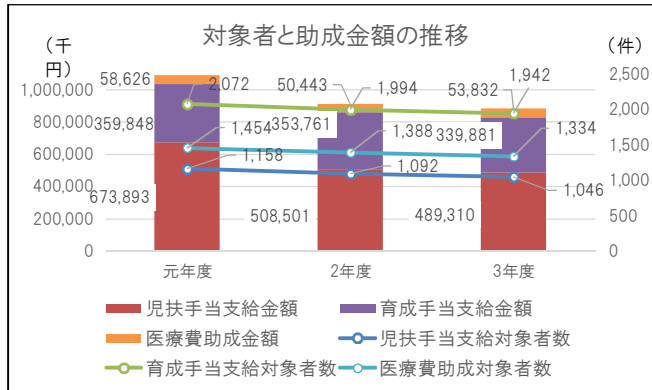
【人にかかるコスト】本事業に携わる職員の給料、手当、引当金等
【業務にかかるコスト】医療費助成に係る業務手数料等
【給付にかかるコスト】手当支給額、医療費助成額
【減価償却費】システムの資産価格で当年度1年間で償却した価格

収入の詳細

【国・都支出金】国からの負担金・委託金
【その他収入】児童扶養手当・児童育成手当の過誤払い分の返還額

4. 行政サービスの実績とコスト分析

事業の取組実績	指標	単位	30年度(実績)	元年度(実績)	2年度(実績)	3年度(目標値)	3年度(実績)	4年度(計画値)
	児童扶養手当受給者数	人	1,211	1,158	1,092	1,100	1,046	996
	児童扶養手当支給金額	千円	551,604	673,893	508,501	550,000	489,310	466,068
	児童育成手当対象児童数	人	2,105	2,072	1,994	2,000	1,942	1,890
	児童育成手当支給金額	千円	367,996	359,848	353,761	360,000	339,881	330,977
	ひとり親医療費助成対象者数	人	1,522	1,454	1,388	1,400	1,334	1,274
	ひとり親医療費助成金額	千円	64,263	58,626	50,443	65,000	53,832	51,518



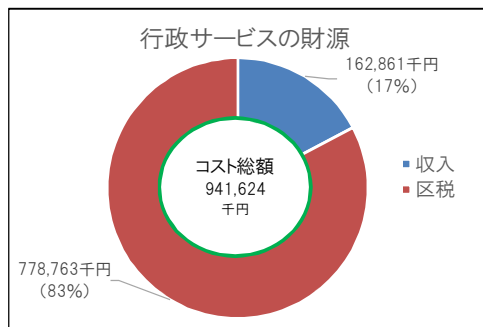
事業に携わる職員数

	元年度	2年度	3年度
正規職員	6.0人	6.5人	5.8人
再任用職員	0人	0人	0人
非常勤職員	0人	0人	0人
臨時職員	0人	0人	0人
会計年度任用職員	0人	0人	0人
人材派遣	0人	0人	0人

資産(土地・建物)の分析

資産の概要		
資産計上なし		
資産老朽化比率		(千円)
取得価格(A)	建物取得時に支払った額	—
減価償却累計額(B)	これまでの利用で償却した建物価格	—
現存価格(A-B)	現時点で残存する建物価格	—
資産老朽化比率(B/A)	当建物の老朽化の進み具合	—

5. 行政サービスの財源と単位当たりコスト



(円)

指標名	単位	年度	実績	単位当たりコスト
各手当受給者総数(児扶・育成・医療)	人	元年度	4,684	201,777
		2年度	4,474	178,097
		3年度	4,322	180,186

他自治体のコスト情報

【荒川区】荒川区HP掲載「令和3年度事務事業分析シート」の令和2年度実績より
 各手当受給者総数: 児扶(1,168人) + 育成(2,232人) + 医療(1,088人) = 合計(4,488人)
 各手当純行政コスト: 児扶(388,995千円) + 育成(424,082千円) + 医療(62,887千円) = 合計(875,964千円)
 単位当たりコスト: 875,964千円 ÷ 4,488人 = 195,179円

6. 公会計情報から見える課題と今後の取組について

事業のコストについては、ひとり親家庭の生活支援のための給付が大部分を占めている。受給者数は急激に増減する性質のものではないため、事業コストが急激に増減することは通常であれば少ない。令和元年度は単位当たりコストが高くなっているが、これは児童扶養手当法の改正の影響によるもので、手当支払回数が年3回(1回につき4か月分支給)から6回(1回につき2か月分支給)への変更の過渡期であったため、令和元年度は15か月分の支払いを行ったことによる実績増がその原因である。なお、令和2年度以降は、12か月分の支払い実績になっている。

また、令和2年度と令和3年度を比較すると、受給者総数は減少しているが単位当たりコストは増加している。これは、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年度は医療機関の受診控えにより医療費助成の実績が大きく減少したが、令和3年度は受診控えが解消されたことによるものと考えられる。他自治体との比較では、荒川区の事務事業分析シートと比較しているが、単位当たりコストに大きな差はないものとみられる。

ひとり親家庭の自立促進事業としては、受給者総数は減少傾向にある一方、今後も新型コロナウイルス感染症が支給額の増減に影響する要因になることも想定されるため、社会情勢を踏まえて適切な予算措置をしていく必要がある。

令和3年度（令和4年度実施）事務事業評価表【C表】

事業整理番号 O904 - 01

事務事業名	認可保育所（公立）の運営・助成事業	担当組織	子ども家庭部	保育課
-------	-------------------	------	--------	-----

事業特性				
	事業開始年度	26年度以前	事業終了年度	
	単独/補助	国・都補助事業	運営形態	一部業務委託
事業を構成する予算事業	① 区立保育所管理経費・維持管理経費	②		

政策体系（令和3年度基本計画）				
地域づくりの方向	子どもを共に育むまち	政策	子ども・子育て支援の充実	
施策	保育施設・保育サービスの充実【重点】	施策番号	4-2-2	関連する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本目標 子どもと女性にやさしいまち
施策の目標	女性の社会進出等に伴って今後も増加が見込まれる保育需要に対応できる、地域のニーズに応じた保育施設を整備します。			

1. 事業の概要

事業の目的・概要	実施の対象（具体的に記載）	認可保育所（公立）、入所児童及びその保護者							
	事業の目的・期待する効果	認可保育所（公立）における安定的な運営と適切な事業執行のもと、良好な保育環境の中で、子どもの保育と保護者への支援を行う。							
	事業概要	保護者の就労等により保育を必要とする乳幼児を保育するため、認可保育所（公立）の運営を行う。							
基礎データ （事業のための資産 利用者等の情報）	・区立保育園数（公設公営園）18園 ※令和4年度は17園（1園を民営化） ・在籍園児数（各年度4月1日現在）31（令和元）年度：2,016人、2年度：2,003人、3年度：2,048人 （待機児童対策の一環として受入枠の弾力化を実施しているため、定員数を上回る園児を受け入れている場合がある）								
事業目標の達成状況	成果指標 （事業目標の達成度）	指標	目指す方向性	単位	元年度（実績）	2年度（実績）	3年度目標（計画）	3年度（実績）	4年度（計画値）
		① 待機児童数 ※実績は翌年度4月1日数値	↘	人	0	0	0	0	0
		② 「地域の保育需要に応じた保育施設の整備、保育サービスの向上が図られている」について、肯定的な回答をする区民の割合	↗	%	29.1	28.6	30	31.8	30
		③							
	指標の説明	①各年度4月1日時点における区内の待機児童数 ②「協働のまちづくりに関する区民意識調査 報告書」において、「地域の保育需要に応じた保育施設の整備、保育サービスの向上が図られている」の項目に、肯定的な回答をした区民の割合							
	未達成の状況	達成	未達成または一部未達成の理由						
事業の取組実績	3年度の取組内容	保護者の就労等により保育を必要とする乳幼児を保育するため、認可保育所（公立）の運営を行った。 運営に当たっては、各園に会計年度任用職員を配置し、複雑化する保育需要に細かく対応を図っている。 また、保育所職員及び園児の健康管理のために各種健診なども実施するほか、各園で新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対策を徹底しながら運営している。							
	活動指標 （事業の実施状況）	指標	目指す方向性	単位	元年度（実績）	2年度（実績）	3年度目標（計画）	3年度（実績）	4年度（計画値）
		① 公立保育園の定員数	→	人	1979	1979	1878	1878	1771
		② 公立保育園の在籍園児数	→	人	2016	2003	1833	1833	1670
	③ 公立保育園の在籍率	→	%	101.9%	101.2%	97.6%	97.6%	94.3%	
	指標の説明	①各年度4月1日時点における公立保育園（令和元・2年度は19園、令和3年度は18園、令和4年度は17園）の定員数 ②各年度4月1日時点における公立保育園（令和元・2年度は19園、令和3年度は18園、令和4年度は17園）の在籍園児数 ③各年度4月1日時点における公立保育園（令和元・2年度は19園、令和3年度は18園、令和4年度は17園）の在籍園児数/定員数							
	未達成の状況	達成	未達成または一部未達成の理由						

2. 事業費の推移

単位 （金額の項目：千円 人数の項目：人）		元年度	2年度	3年度			4年度		
		決算	決算	予算	決算	執行率	予算	増減 (R3決算比)	
事業費	A	716,546	232,846	272,037	251,247	92.4%	263,034	11,787	
人件費	【正規（人数）】	(389.90)	(393.80)	—	(371.10)		(355.40)	—	
	【会計年度任用職員等（人数）】	(13.00)	(184.80)	—	(205.80)		(203.80)	—	
	人件費 B	B	3,360,950	4,012,580	—	3,895,230		3,754,580	-140,650
事業費（人件費含む）	C=A+B	4,077,496	4,245,426	—	4,146,477		4,017,614	-128,863	
財源内訳	国、都支出金		7,205	9,197	1,980	6,084		1,512	-4,572
	使用料・手数料	D	349,007	71,238	82,178	75,571		76,634	1,063
	地方債・その他		49,464	1,915	2,495	1,314		2,495	1,181
一般財源	E=C-D	3,671,820	4,163,076	—	4,063,508		3,936,973	-126,535	

3. 総合評価

【指標の達成状況(A)】
S、A、B、C、Dの5段階で評価 ⇒ **A** 根拠 令和元年度から令和4年度まで待機児童ゼロを維持しつつ、必要な保育を提供している。

(1) 成果と課題

※前ページの指標の達成状況及び下の確認事項の内容を踏まえ、齟齬がないよう評価及び根拠欄を記載してください。
※「A」評価は、成果指標及び活動指標の両方が目標以上達成であることを基準として、「指標に表れない成果」を加味して評価してください。
※「A」評価のレベルを大幅に超えた場合のみ「S」評価としてください。「指標に表れない成果」も考慮の対象です。

① 指標に表れない成果

各園で新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対策を徹底しながら運営している。また、毎年実施している福祉サービス第三者評価では、利用者アンケートを通じて総合満足度が実施園平均85%を超える結果が得られている。

② 目標に対する成果状況を踏まえた課題

待機児童ゼロへの受け皿としての機能は十分に達成していると考えられる。今後も園児・保護者により良い保育を提供し、区全体の保育の質の向上を牽引する役割を果たしていく。

【効率的な実施への意識(B)】
S、A、B、Cの4段階で評価 ⇒ **A** 根拠 計画的な民営化による延長保育時間拡充や、給食調理委託により安定的な給食提供に務めるなど効率化を図っている。

(2) 効率的な実施への意識

※下の確認事項の内容を踏まえ、齟齬がないよう評価及び根拠欄を記載してください。
※過去3年間に何らかの改善を行い、事業を大きく前進させる成果があった場合のみ「S」評価としてください。(小幅な改善は含みません。)

① 現状の実施状況及び実施手法に対する認識

事業の中に時代の変化や環境変化に合わなくなったものはあるか。	無	選択の理由	時代の変化に合わせて、保育の方法等も変更しながら対応している。
直営や委託等の様々な手法を比較検討しているか。	有	選択の理由	民営化や給食調理委託を計画的に実施している。
(委託の場合)事業者見積を鵜呑みにせずコスト削減に努めているか。	有	選択の理由	事業者の選定方法を変更するなど、コスト削減の取り組みを行っている。
執行率は適正か。 ※「適正ではない」場合はその対策も理由欄に記載。	適正	選択の理由	運営に必要な経費として執行しており、執行率も適正である。
統合した方が効率的にできる可能性のある事業はあるか。	無	(有の場合) 事業名	

② 「目標に対する成果の状況を踏まえた課題(3-(1)-②)」についての改善の取り組み

過去3年間に改善を行った。 はい いいえ

はい → 取組内容及び効果 保育の質向上に向けて新たに事業を行ったほか、令和3年度からICTの導入等も行った。 予算措置 有

いいえ → 改善の予定 有 無

有 → 改善の内容 予算措置 有 無

「有」の場合 → 予算を伴わない実施との比較検討 有 無 予算措置を伴う理由 ICTの導入に当たっては予算措置が必須である。

③ 事務改善(事務効率化)の余地

効率化の余地 有 無

有 → 効率化の内容 段階的に拡大しているICTの導入等を通じて、保育の質向上に加えて保育士の負担軽減も図つていく。 予算措置 有 無 予定時期 令和4年度以降順次

無 → 余地のない理由

【区が実施する必要性(C)】
S、A、B、Cの4段階で評価 ⇒ **A** 根拠 児童福祉法に基いて運営する児童福祉施設であり、待機児童対策等も踏まえ安定的に保育を提供するために区立保育園は必要である。

(3) 必要性/優先度

※下の確認事項を踏まえ、齟齬がないよう評価及び根拠欄を記載してください。
※「区」の他の事業より注力すべき事業または「区民ニーズが大幅に増加している」の場合のみ「S」評価としてください。

① 区が実施する理由(複数選択可)

<input type="radio"/> 区民ニーズを 表す指標	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 区民ニーズを 表す指標	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
<input type="checkbox"/> 民間事業者等に同様のサービスがない。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法律の要請を受けて行う事業である。	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
<input type="checkbox"/> 区民ニーズに対する認識	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他(理由)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

② 区民ニーズ

区民ニーズを
表す指標 有 無

有 → 指標番号(活動) ③ 指標番号(成果) ① ② サービス利用者数 50名以上

「有」「無」ともに記入

区民ニーズに対する認識 有 無

ここ数年の保育施設整備により保育需要に対して必要な供給ができています。

総合評価(D=A+B+C) **ランク1**

今後の事業費予算要望(E) **現状維持** 根拠 令和5年度の民営化以降は公立保育園数は変動がなく、施設の維持管理や運営に必要な経費は同水準で推移するため。

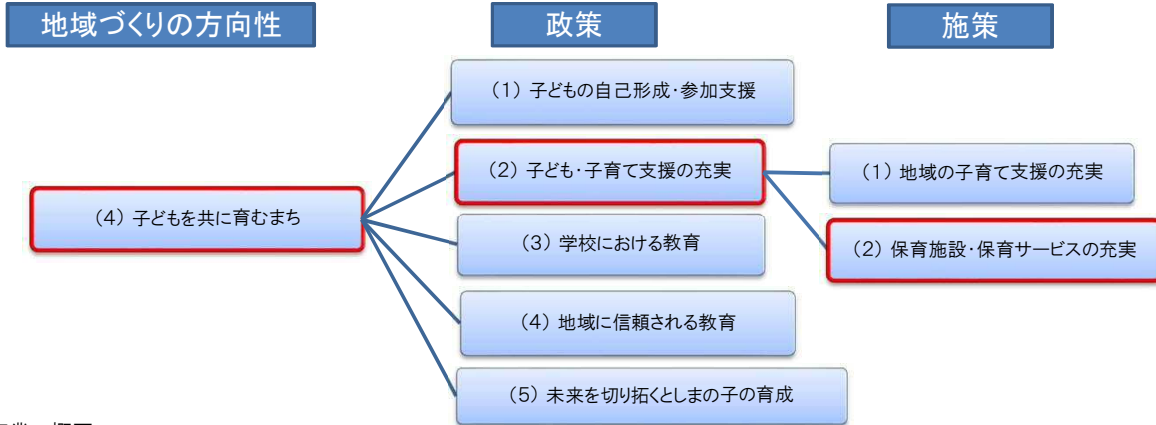
今後の事業の方向性(D+E)
(現状の評価および施策評価を踏まえた評価) **A:現状維持** Dの場合 → 終了の理由

《上記判断を踏まえた所管課の認識》

利便性向上や事務処理の効率化のためのICT化を更に進めるとともに、園児の多様な経験につながる実践的な幼児教育プログラムを継続して実施するなど、保育内容の充実・保育士の専門性向上を支援する環境を整える必要がある。引き続き新型コロナウイルス感染症への徹底した対策を講じるとともに、法施行に伴う医療的ケア児への支援に向けて、受入体制(人材育成、環境整備、関係部署との連携等)の検討・準備を進めていく必要がある。

区立保育所管理経費、公設民営保育所委託経費

1. 事業の位置付け【基本計画(2016-2025)における位置付け】



2. 事業の概要

事業概要	単独・補助	区単独事業	事業開始年度	昭和36年度
	運営形態	直営	他区の状況	23区中23区実施
これまでの経緯	昭和36年7月 東京都より保育所2園、簡易保育所1園の移管により事業開始 昭和56年8月 保育園数は32園まで拡充整備 平成12年3月 1園廃園(31園) 平成13年3月 3園廃園(28園) 平成18年度～21年度 4園を民営化・3園を委託化(公設公営21園、公設民営3園) 平成26年度～27年度 公設公営2園を民営化(公設公営19園、公設民営3園) 平成29年4月 公設民営1園を民営化(公設公営19園、公設民営2園) 令和3年4月 公設公営1園を民営化(公設公営18園、公設民営2園) 令和4年4月 公設公営1園を民営化(公設公営17園、公設民営2園) ※令和5年度以降 公設公営1園を民営化予定			

3. 公会計情報

①貸借対照表

(千円)

勘定科目	2年度	3年度	増減	勘定科目	2年度	3年度	増減
資産	6,914,299	6,557,020	△ 357,279	負債	933,587	702,949	△ 230,638
土地	4,222,080	4,060,683	△ 161,397	地方債	933,587	702,949	△ 230,638
建物	4,484,387	4,338,352	△ 146,035	その他負債	0	0	0
減価償却累計額	△ 1,856,839	△ 1,880,329	△ 23,490	純資産	5,980,712	5,854,071	△ 126,641
その他資産	64,671	38,314	△ 26,357	純資産	5,980,712	5,854,071	△ 126,641

資産科目の詳細

【土地】区立保育園の土地価格
 【建物】区立保育園建設時の建物価格
 【減価償却累計額】区立保育園建物価格のうち既に償却した価格
 【その他資産】大規模改修に係る建設仮勘定 保育園大規模改修に充当した起債の償還のための基金残高等

負債科目の詳細

【地方債】保育園の大規模改修等に充当した起債の残高

②行政コスト計算書

(千円)

勘定科目	2年度	3年度	増減	勘定科目	2年度	3年度	増減
コスト	5,485,752	5,573,860	88,108	収入	355,389	359,623	4,234
人にかかるコスト	4,542,479	4,619,663	77,184	国・都支出金	18,531	14,410	△ 4,121
業務にかかるコスト	840,448	844,001	3,553	使用料・手数料	259,175	274,762	15,587
給付にかかるコスト	1,406	1,124	△ 282	その他収入	77,683	70,451	△ 7,232
減価償却費	101,419	109,072	7,653	純行政コスト	5,130,363	5,214,237	83,874

コストの詳細

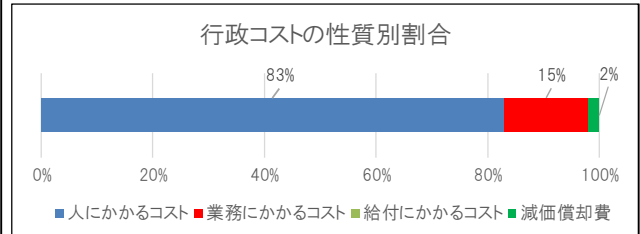
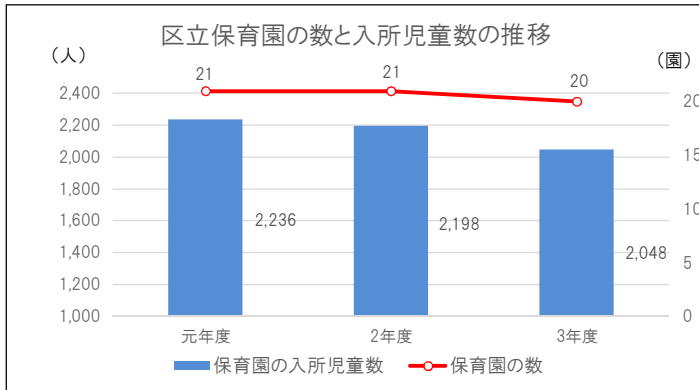
【人にかかるコスト】本事業に携わる職員の給料、手当、引当金等
 【業務にかかるコスト】区立保育園の光熱水費、給食費等
 【給付にかかるコスト】災害共済保険の掛金等
 【減価償却費】区立保育園建物価格のうち当年度一年間に償却した価格

収入の詳細

【国・都支出金】地域福祉推進区市町村包括補助金等
 【使用料・手数料】保育利用者からの保育料収入等
 【その他収入】保育所受託収入等

4. 行政サービスの実績とコスト分析

取組実績	指標	単位	30年度 (実績)	元年度 (実績)	2年度 (実績)	3年度 (目標値)	3年度 (実績)	4年度 (計画値)
	区立保育園(公設公営園)の設置数(4月1日)	箇所	19	19	19	18	18	17
	区立保育園(公設民営園)の設置数(4月1日)	箇所	2	2	2	2	2	2
	区立保育園(公設公営)の入所児童数(4月1日)	人	2,032	2,016	1,982	1,833	1,833	1,668
	区立保育園(公設民営)の入所児童数(4月1日)	人	216	220	216	215	215	210



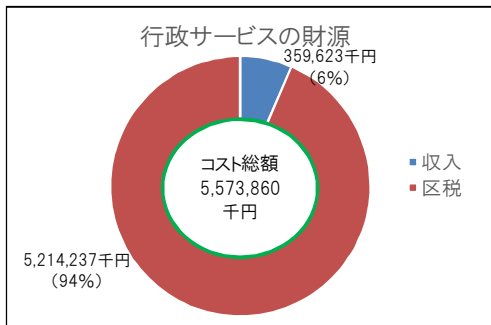
事業に携わる職員数

	元年度	2年度	3年度
正規職員	425.5人	427.5人	401.4人
再任用職員	14.0人	9人	14人
非常勤職員	61.0人	0人	0人
臨時職員	301.8人	0人	0人
会計年度任用職員	0人	347.8人	356.8人
人材派遣	0人	0人	0人

資産(土地・建物)の分析

資産の概要		
保育園(公設公営18か所、公設民営1か所の施設の一部) ※公設民営園の東京都からの貸付け分は含まず。		
資産老朽化比率		(千円)
取得価格(A)	建物取得時に支払った額	4,338,352
減価償却累計額(B)	これまでの利用で償却した建物価格	1,880,329
現存価格(A-B)	現時点で残存する建物価格	2,458,023
資産老朽化比率(B/A)	当建物の老朽化の進み具合	43.3%

5. 行政サービスの財源と単位当たりコスト



(円)

指標名	単位	年度	実績	単位当たり コスト
保育園数	箇所	元年度	21	254,657,113
		2年度	21	244,303,014
		3年度	20	260,711,846
入所児童数 (4月1日時点)	人	元年度	2,236	2,391,681
		2年度	2,198	2,334,105
		3年度	2,048	2,546,014

他自治体のコスト情報

<p>【墨田区】横川橋保育園(専有面積:819.79㎡、経過年数42年RC造、入園者数112人) 行政コスト299,512千円ー収入計11,302千円=税金充当額288,210千円 ※ 墨田区HP掲載「主要な公共施設に係るコスト計算書」より(令和2年度決算)</p>
<p>【板橋区】区立保育園(38園) 利用者数(実)3,395人、1人当たりの経費2,353,945円、1人当たりの区負担額2,275,358円 ※ 板橋区HP掲載「令和2年度 施設別行政コスト計算書」より</p>

6. 公会計情報から見える課題と今後の取組について

区立保育所管理経費は事業の性質上、人にかかるコストの割合が高く全体の83%を占めている。人にかかるコストは義務的経費であり、その割合が高いことは運営コストの硬直化につながる側面がある。今後も一層の効率的・効果的な運営を進めるとともに、区立保育園のあり方を明確にしつつ、現在計画されている民営化の実施を着実に進めていく。

また、施設の老朽化に対応するため、大規模改修を順次進めているが、建築から50年を超える施設も多くなっている。引き続き、建物の長寿命化の方針のもと、安全で良好な保育環境を維持するため、計画的な改修若しくは改築を着実に進めていく必要がある。

なお、幼児教育・保育の無償化が令和元年10月から実施され、対象者についてはこれまで保護者負担とされていた保育料が公費負担に切り替わった。区立保育園については区負担となっているため、無償化前と比べ、行政コストに与える影響は大きいものとなっている。